

ショートステイ楓の杜 料金表

【介護保険サービス】

令和6年8月1日～

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	529単位/日	656単位/日	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日						
機能訓練体制加算	12単位/日						
サービス提供体制加算Ⅱ	18単位/日						
看護体制加算Ⅱ				4単位/日			
看護体制加算Ⅰ				8単位/日			
介護職員処遇改善加算	合計単位×14.0%						
介護保険自己負担分(1割)	647円	795円	885円	964円	1051円	1133円	1214円
介護保険自己負担分(2割)	1295円	1590円	1771円	1928円	2143円	2267円	2428円
介護保険自己負担分(3割)	1943円	2385円	2657円	2892円	3154円	3401円	3642円

※蒲郡市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。

※一定以上の所得者として該当される方は【介護保険負担割合証】に示されている介護保険自己負担分が2割～3割となります。

※空床型をご利用の場合は、サービス提供体制加算(Ⅲ)6単位となり看護体制加算(Ⅱ)は算定されません。

【居住費、食費】

	第二段階	第三段階①	第三段階②	介護保険負担限度額 認定証なし
居住費	880円/日	1370円/日	1370円/日	2066円/日
食費	600円/日	1000円/日	1300円/日	1445円/日
一日負担額	1480円	2370円	2670円	3511円

※介護保険負担限度額認定証により負担軽減が受けれます。介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口にて申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける事が必要です

第一段階(世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者)

第二段階(世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人)

第三段階①(世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下)

第三段階②(世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超)

※食費内訳(朝食335円、昼食630円、夕食480円)

【一日あたり負担目安】

	第二段階	第三段階①	第三段階②	負担限度額認定 証なし(1割)	負担限度額認定 証なし(2割)	負担限度額認定 証なし(3割)
要支援1	2127円	3017円	3317円	4158円	4806円	5454円
要支援2	2275円	3165円	3465円	4306円	5101円	5896円
要介護1	2365円	3255円	3555円	4396円	5282円	6168円
要介護2	2444円	3334円	3634円	4475円	5439円	6403円
要介護3	2531円	3421円	3721円	4562円	5654円	6665円
要介護4	2613円	3503円	3803円	4644円	5778円	6912円
要介護5	2694円	3584円	3884円	4725円	5939円	7153円

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります。

【その他費用】

その他の加算	ア、送迎加算	片道につき184単位
	イ、療養食加算:	1回8単位(医師より治療食の指示があった場合)
	ウ、緊急短期入所受入加算	1回90単位(緊急で受け入れた場合※該当した場合)
	エ、口腔連携強化加算	1回50単位(口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得た上で歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供を行った場合)
	オ、看取り連携体制加算	1日64単位(7日を限度として)看護職員の体制確保や方針を決め看取り期の利用者にサービスを提供した場合
・長期利用者に関する減算	連続30日を超えた場合、要支援1は503単位、要支援2は623単位、要介護1～5:連続30日～60日までは1日30単位減算 61日以降 要介護1:670単位/日、要介護2:740単位/日、要介護3:815単位/日、要介護4:886単位/日、要介護5:955単位/日	

※その他の加算は、該当する項目について日数分が加算されます。

実費となるサービス: 理髪サービス:カット1,100円、カット顔そり1,500円、カットカラー4,500円、カット顔そりカラー4,900円、おやつ代:一日100円、レク材料費、事業実施区域外の送迎費 など